

主な投票義務制採用国

(国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室・課作成資料を基に作成)

国名	根拠法	投票義務違反に対する制裁等
アルゼンチン	憲法及び国政選挙法典	・18～70歳までの有権者に対して罰金及び選挙後3年間の公職就任・公務員への任用禁止 ・義務免除の規定あり
イタリア	憲法及び選挙法	・罰則なし
ウルグアイ	憲法	・罰金等
エクアドル	憲法及び選挙法 (18歳以上の者の義務投票。16歳以上18歳未満の者、65歳以上の者、国外在住者、軍人、警察官、及び障害者等は投票は任意)	・罰金 ・健康の理由等で投票できない者等には罰金を科されない
エルサルバドル	憲法及び選挙法	・罰則なし
オーストラリア	連邦選挙法	・罰金 ・義務免除の規定あり
ギリシャ	憲法	・1ヶ月以上1年以下の禁錮等 ・70歳を超える者、国外在住者等には適用されない
グアテマラ	憲法及び選挙法	・罰則なし
コスタリカ	憲法	・罰則なし
シンガポール	国会選挙法	・氏名を選挙人名簿から抹消 ・正当かつ十分な理由があると認められた場合及び罰金を支払った場合は再登録
ドミニカ共和国	憲法	・罰則なし
ナウル	選挙法	・罰金
パナマ	憲法及び選挙法典	・罰則なし
パラグアイ	憲法及び選挙法	・罰則不明 ・75歳を超える者は義務免除
ブラジル	憲法及び選挙法典 (18歳以上70歳以下の国民に義務)	・罰金 ・罰金を支払わなかった者は、公職に就くこと等ができない
ペルー	憲法及び選挙法 (70歳以下の国民の義務)	・罰金
ベルギー	憲法及び選挙法典	・罰金 ・15年間に4回以上棄権した場合は、10年間選挙人名簿から抹消され、かつ、官公庁からの任命、昇任、表彰を受けることができない ・正当な理由がある場合は制裁免除
ボリビア	憲法及び選挙法	・罰金 ・罰金を支払わなかった者は投票日から90日間、公務員として働くこと、銀行取引及びパスポートの発行を受けることができない
ポルトガル	憲法	・罰則不明
ホンジュラス	憲法及び選挙法	・罰則なし
メキシコ	憲法及び連邦選挙法	・罰則なし
リヒテンシュタイン	国民権利法	・罰則なし
ルクセンブルク	選挙法 (投票日に選挙人登録された自治体に居住していない者及び75歳以上の者を除く)	・正当な理由無く棄権した者には罰金